

福井県文書館講演

## 江戸時代庶民の破産と再興

宇佐美英機\*

はじめに

1. 「分散」とは
2. 「出世証文」とは
3. 結びにかえて

はじめに

ただ今ご紹介いただきました滋賀大学の宇佐美でございます。紹介にもございましたように勝山出身ですが、勝山の方では「かっちゃま」と言います。勝山の方では両親もおかげさまで健在でありまして、年に1・2回は戻ってきますので、最初の挨拶を勝山弁で申し上げようかなと思ったんですが、どうも私の勝山弁は勝山在住の甥っ子にすら「おっちゃん何て言ったんや」と言われるくらい古語の勝山弁しか覚えてないみたいでありますので、勝山訛の関西弁でお話しをさせていただきたいと思っております。

今日お話しさせていただきますのは「江戸時代庶民の破産と再興」という、まことに景気のない話しでありまして、人々がどのようにして破産していたのかという話しがメインであります。今日の講演の依頼を受けたときに、さて何を言おうかと考えました。その時に幸いというか、たまたまあります。私が教わりました先生がこの春に退職されるということで、30年前に提出しました卒業論文が手元に戻りました。それで30年前の卒業論文を、記憶も薄れておったような物を読み返しまして、現在の研究がその卒業論文で利用した1点の史料に対する好奇心から始まったんだということに改めて気づきました。そこでそのことを中心にしまして、私の研究の流れというものによってお話しをさせていただけたらというふうに思いまして、本日の主題になったわけでございます。

レジュメをご覧くださいと思います。「1 はじめに」というところは、「私の研究の始まり」ということでございます。私は生まれ育ったのが近世風に申しますと大野郡東遅羽口村でございます。この東遅羽口村、現在は勝山市鹿谷町東遅羽口という区ですけれども、そこに区の伝来文書が、ずっと区長持ち回り筆筒の中にございました。これが180数点ほどの史料でございまして、たまたま自分の父親が区長であったときに、借用証を入れまして、それを全部京都へ借り出しまして、1年半かけて全部読みました。それをもとにして卒業論文を書いたわけであります。その卒業論文の中で1点の史料に非常に好奇心を抱きました。

---

\* 滋賀大学経済学部教授・同附属史料館長

この史料は、『勝山市史』の資料篇第3巻に収めていただいております。この「分散目録」を見つけて、これはいったい何という史料かということ、そこに書かれている内容をどう考えていくかということが一番興味深かったわけでありまして。この「分散目録」については後ほど話させていただきます。

この東遅羽口村は、後ほど触れますけれども、小さな貧しい村でございます。私の卒業論文の題は、「近世中・後期の村落 越前国大野郡東遅羽口村の分析」ということで、残っていた180数点の史料を全部使ってとにかく書きました。原稿用紙でいいますと400字で150枚の卒業論文を書いておりました。この150枚の論文というのは私がいままで書いた論文の中で一番長いんですが、30年ぶりに読み返してまあ冗漫な論文ではありますが、自慢話をするわけではないですが、今客観的に研究者として見たらとてもいい論文でした。多分これが自分じゃなくて、もし自分の教え子だったら、君は大学院へ行きなさいというふうに言っただろうと思います。ただし、現在の研究水準からいうとかなり文書を読み違っていますし、拡大解釈もしています。しかしまあ、史料と格闘しながらのたうち回っているという姿が見えますので、教師としてはその学生に対して非常に好感を持てる論文だなあと思いました。現在のようにワープロだとかパソコンだとかございませんので、当時売られていた「ボールペンてる」というので多分書いていると思います。ですから字が初めの頃はきれいですが段々と汚い字になっているという、まあ苦闘の跡がみえる論文でありました。

この論文を書きまして、「分散目録」というものに非常に興味を持ったわけでありまして。この「分散目録」の中の「分散」というのはいったい何であるかということを考えました。文献等をあたりまして、その当時見つけたのが2・3本の論文でありました。これに興味を持ったのと、一応古文書を読むということに興味を持ちましたので大学院へ進みまして、「分散」について中心的に研究をしようということで、「近世における分散と身代限り 研究序説」というかたちで修士論文を書きました。

ところがこの論文はいまだ活字にしておりません。実はこの論文は一所懸命書いたのではあります。が、「分散」ということと「身代限り」とは法律的にどう違うのかということについて検討しました。2年間いろいろ研究しまして、一所懸命考えて結論を出して論文を書いたわけでありまして、出してから後に一所懸命自分の頭で解明したと思って喜んでおりましたら、戦前段階に実は法制史の先生がすでに論文を書いてはりまして、そこで書かれていることとほとんど一緒だということに気づきましたものですから、二番煎じの論文ということで学会報告をすることはないと、今までうっちゃらかしたわけでありまして。ただ、この私が書いた論文の中では実態と法規定を取り上げ、実際におきている「分散」、実際に生じている「身代限り」と、法律で決められている法条文との間にはかなりの齟齬があるということ、それからその齟齬の状態というのは地域によって大きく違うということ、これは少なくとも事例を付け加えることができたろうというふうに思っております。その過程の中で、後ほど取り上げることになりましたが、敦賀の史料を分散の関係で見つけることができたということになります。

その後に引き続きましてやり始めていったのは、そういう法制的なもの、江戸時代における法律の規定について関心を抱きました。学部が商学部を出ておりますので、どうしても経済的な社会のあり

方とか経済的な行為ということについての関心がございますので、主要には京都町奉行所の金銀出入取捌規定という、まあ難しいことではありますが、お金をめぐる争いでどういう法律が制定されているのかということを中心にしよう、ということが修士論文をかいて以降の私の研究の流れであります。

「分散」とか「身代限り」というのは、後ほど詳しくお話しを申しますけれども、これは経済活動が発展していくとか、あるいは貨幣経済が進展していくという、一般的に言われている経済発展であります。社会がだんだん豊かになっていくという状態においては、必然的に生じることであります。ただこういう貨幣とかそういうものをめぐる争いは必然的に生じるのですが、「分散」とか「身代限り」というような法規制自体は、江戸時代以降しか実は存在しません。中世以前の日本社会には「分散」「身代限り」というようなことに相当するような解決方法というのが、実は言葉としては存在しない。しかし勿論解決するわけですから、解決する手段はいろいろ、それぞれの時代においてあるということは間違いございません。そこでは金銀出入すなわち金銀をめぐる紛争というものをどういふうに人々は解決しているのか、あるいは町奉行所とかそういう権力者はどういう法規定を適用させて解決しているのかということに関心がありました。で、そういうことをまあ10年ほどやってきたわけであります。

「分散」という研究史を見ていきますとそこにどうしても、「跡懸り権」という債権の再請求権という問題がございます。そこで作られる証文というのが「出世証文」であるということ。「分散」を勉強する中で知ってはありました。ところが、「出世証文」とそれ自体は1970年代の終わりに1通見つけておったわけですが、1980年代の終わりぐらいに滋賀県の五個荘町という、つい2月1日から東近江市になりましたけれども、その五個荘町史の編さんをしておりましたら、30通ぐらいの「出世証文」が見つかりました。で、そこから私は一体これは何だ、「出世証文」というのはどういう意味がある証文なのかということで、ここ10年ほど「出世証文」を集めながら考えているということでもあります。

「出世証文」というのは「分散」にさいして、債権に対する「跡懸り権」を留保するために必要な証文であるというのが従来の法制史の通説でありました。ところがそういう通説とは異なる局面で作成されている様々な事例がある、ということと、ちょっとはまりこんでいるということになります。そういうことで卒業論文を書く段階、30年前に見つけた東遅羽口村のたった1つの史料に対する好奇心が30年とりあえず持続しているという状況であるということのお話しであります。

## 2. 「分散」とは

そこでその「分散」ということで、30年前に見つけた史料というものの、どこに私が惹かれたのかということで、「2. 「分散」とは」というところに話しを移らせていただきます。「分散」というのは年輩の方でしたら普通の言葉として、「あそのうちは分散した」とか、或いは「あそのうちは身代限りした」とかいうように、現代語として使われておったわけであります。ところが「分散」と「身代限り」というのは似て非なるもの、非常に形態的には似てはるんですけども、これは違う行為であります。「分散」というのは一般的な慣習でありますし、「身代限り」というのは法的な手段であ

りますので、違うわけでありませぬ。

ただ、「分散」というのは、他に「身上仕舞い」であるとか「身代仕舞い」あるいは「割賦」とか、まあさまざまな言い方が地方ではあったということがわかっております。この「分散」については、古くは中田薫さんという法制史の大家が『徳川時代の文学に見えたる私法』（岩波文庫）の中で規定というか、説明を書かれております。この規定・説明がいわゆる日本における法制史の通説であるわけでありませぬ。

そこでは、「徳川時代分散と称するはフランスの中世に破産手続きの一種として行われたる財産委付に相当するものにして、競合せる多数債権を満足せしむること能わざる債務者が、債権者の同意を得て自己の総財産を彼らに委付し、その価額を各債権に配当せしむる制度なり。この分散は身代限とは全然別物なり。身代限は債務者の財産に対する裁判上の強制執行にして、これが実行には必ずしも多数の債権が競合することを要せず。これに反して分散は常に多数債権の競合を前提とするものにして、かつ裁判外における債務者と債権者との協約に依りて成立するものなり」というふうに書かれております。

これは、法律的な社会科学的な表現方法でありますけれども、要は、「分散」というのは現在の法に照らしてみますと自己破産であります。「身代限り」というのは強制執行であると、こういう風にイメージしていただいたら結構かと思ひます。ただし、現代の自己破産は当然裁判所が関わってくるので、公権力が入りますけれども、江戸時代の「分散」というのは、公権力が介入しませんので法律の埒外の行為だというふうに考えていただいたらいいかと思ひます。

レジュメには、中田さんの本に書いてあることを整理しておきました。「分散」は自己破産です。この行為は債権者が多数で生じます。裁判外の行為です。これを行うには債権者の同意が必要で、というのが「分散」であります。これに対して「身代限り」は強制執行です。ですから誰か1人が訴えてもこれは可能でありますので、債権者は1名でも成立します。法律上、裁判所に提起しますので、裁判上の行為です。したがって、他にたくさん債権者があっても、全員と一緒に訴える必要はないので、1人でも成立する。だから他の債権者の同意は不必要だと。つまり他の債権者が一緒に訴えるか訴えないかいちいち聞く必要はないわけでありまして、1人でも成立する行為だという違いがあるのだということでありませぬ。

私は主要にはこの「分散」に関心を持っておったわけでありませぬ。日本社会の中では、幕末から明治の初年ごろには全国的に「分散」の慣行があったということが確認できます。それはお配りしました資料の『司法省蔵版 全国民事慣例類集』（明治13年7月）を読んでいくとよくわかります。これは新政府が民法典を編纂するために役立てようということで、明治初年代に全国的に古老たちに地域の慣習を聞いたものであります。

結果的にこの『全国民事慣例類集』は日本の民法典編纂に生かされることはありませんでした。しかし調査報告というものがこういうかたちで出まして、幕末から明治ぐらひにかけて日本社会の中で民事的にどういふ慣習があったかのかということがよくわかる資料になっております。その中でいわず「分散」に関わっては、「第三篇 契約、第一章 契約ノ諸事、第一欸 財産抛棄」というところに規定と慣習が書かれております。これをちょっと読ませていただきますが、傍線があるところに



注意していただければいいわけでありませう。

「凡ソ負債高ミ身代分散スル者ハ親類組合周旋シ各債主ヘ協議シ、一切ノ財産ヲ売払ヒ其金ヲ分配シテ義務ヲ果ス、債主中配当金ヲ受ルヲ肯セサル者アルトキハ役場ニテ其金ヲ預リ置ク、之ヲ協議上ノ分散ト云、若シ貢租未進ニテ分散スルトキハ役場立合其額ヲ第一ニ引去ル、之ヲ官ニ対スル分散ト云、分散セシ者ハ多く他領へ出稼ヲ為シ、或ハ其地ニ居住スルモ財産ニ離ル、ヲ以、同等ノ交際ヲ為ス能ハサルコト一般ノ通例ナリ、其中稍異ナル條款左ノ如シ」

ということで、傍線に書いてあるところが全国的に見て最大公約数的な「分散」であったということがわかります。そこではいろんな負債が高む、つまりお金を借りて返せないとか、或いは商品を手に入れて代金を払えないとか、年貢・小作の代金を払えないというような状況になって身代を「分散」する者は親類とか組合、五人組組合だと思えますが、それが仲介周旋してそれぞれの債権者に対して一切の財産を提供する、それを売り払ってお金に換えて分配して義務を果たす、というのがどうも一般的であるということがわかります。

その中には「協議上の分散」とそれから「官に対する分散」というのがあるわけですが、これは話し合いの上のもの、官に対するというのは、要するに税金ですね、税金をまずは優先的に取っていくということでありませう。これは現在でも、税金は最初に引かれていくのと同じでありますね。そういうことを意味しております。

つぎにその「分散」した者は、多くの場合は居住地を離れてどこかに出て行って出稼ぎをするという場合が多い。あるいはその場所において出ていかずにそのままそこに住んだとしても、破産したのだから、普段と同等の取扱いというか交際はしてはくれない、というのが一般の例であったというふうに報告されているわけだ。その中でやや違う「異ナル條款左ノ如シ」ということで、配布史料では北陸道と東山道の例をあげておきました。これについては次の段階でお話しをしますけれども、今読み上げましたところを他の事例と照らし合わせながら見ていきますと、「分散」の執行過程というのは、レジユメに書いたように(1)から(7)までの過程を経ているということがわかります。

(1)まず債務が発生します。この債務の発生というのは、借金銀の返済滞りであるとか、商品代金支払いの滞りであるとか、年貢或いは小作料の未進(未払い) こういうかたちでまず債務が発生します。これ以上の債務が高んだらもう返済できないというような状況にたち至った時に、この債務者は、(2)債権者へ「分散」をしたいということを申し入れます。その際に、先ほどの資料にあったように親類組合が周旋するというのが、一般的であったようではありますけれども、必ず仲介をする人が必要であったかというそれは違います。私の知っている限りにおいては、ほとんど仲介をしない方が多いのではないかと思います。直接債務者が債権者に申し入れるか、間に立った人が「分散」、こいつを「分散」させてやってくれということでありませうけれども、そういうことを申し入れます。

そうしますとそれをうけたお金を貸している側の人、(3)債権者は合意をする。しょうがないなと。「分散」に合意するということです。合意しますと引き続き、(4)債務者の全財産は提供させられます。つまり家財産すべて、家屋敷から家財諸色、竈の灰まで提供されて、それにペタペタと紙が貼られて1点1点の目録が取られまして、それが「分散」財産ということで売り払われる原資ということになります。(5)これらの家財諸色はいずれも競売に付されまして、現金に換えられます。この現金を(6)各債権者に対して一定の比率で配分する。そうしますと、(7)その段階で受け取った人は

再請求権を放棄した、つまり以降は免責にするということになります。そうしますと「分散」をした人は、そこからもう一度家産を再興するという努力が始まるという、こういう手続きが一般的であったというふうにみられるわけであります。

もっとも「分散」に同意するのはいやだという人は必ずおりますから、じゃあその人はどうするのか。「分散」に同意しない人に対してはどうか、ということであります。そうすると、その「分散に同意するようにいうてくれへんか」ということを、町奉行所なんかに申し出ることにはあるんですが、つまり公権力に対して「分散」に同意するように勧奨してほしいということを訴えることはできます。町奉行所等も「分散に同意してやったらどうや」という勧奨はしますけれども、同意しろという命令は下しません。「分散」はそういうものです。だから強制力はないということであります。公権力については。

そうしますと、不同意者つまり「分散」に同意しないという人はどうなるのかということで、「分散」不同意者に対する幕府、これは江戸法の規定でありますが、通例法制史の教科書なんかにも出てくることによれば、1740年（元文5）以前は「分散」に同意しない人の債権についても一緒にたにして、分散勘定してしまう。それで換金してしまいますと、お金の換えた取り分、配当金についてはその不同意債権者が所属する町の名主に預けておいた。供託するということになっております。

ところが誰も供託金を取っていかない。受け取る債権者が誰も出てこないということで、これでは実質免責ということにはなっていないという状況になりますので、元文5年に改めて法律を変えまして、分散に納得しない人にはお金は配当しない。配当を受理した人、つまりたとえば100両貸しておいて、分散した人の財産を全部売り払ったお金から100両貸したうちに20両だけ返ってきた。そうすると残りの80両についてはもう1回訴えることができるというかたちにしました。初めから受け取らなかった人間は、例えば100両貸しておいて20両ももらわずに初めから不同意だからという人は、100両について再請求権を認める。ということで配当受理者それから不受理者ともに「跡懸り権」、これが再請求権ですが、再請求権を認めております。

ところが1800年（寛政12）以降は、いったんお金を分散配当したらたとえ1割であろうが2割であろうが受け取った人はもう「跡懸り権」を認めない。後の債権分については放棄する。免責であるというかたちになります。基本的にはこういうかたちになります。しかし、それでもやっぱり全部の債権をいつかは返してほしいというふうに思う人は、「跡懸り権」というもの、後に再請求する権利を保留するという必要があるんだということをいうわけであります。

そこで、「跡懸り権」の留保つまり配当の財源を受理しないということで、債務者の家産が再興したときにあらためて債権の請求を行う、そのためには「出世証文」をとっておく必要があるのだと、こういう風に決めたわけであります。これが法制史的な通説として、「出世証文」というのは「分散」に関わって出てくるものとして説明されていたということであります。これが実は違うということはまた後ほど申します。

「分散」というのは今申し上げたようなかたちで進行するのが全国的には最大公約数、普通の進められ方だということがわかります。

次に史料1をご覧ください。

史料 1	
『勝山市史』資料篇第三巻	
分散目録	一 正銀壹匁五分七厘 是八氣比庄年 <small>(賦)</small>
一 高三石壹斗六升三合	一同式拾式匁分九厘 森目利米
外二六升三合三勺	此り米壹升五合式勺
無土高	一同壹匁四分五厘
一 三石貳斗貳升六合三勺	是八西引高年 <small>ふ</small>
内	一米壹石九勺 道ノ上利米
高老斗壹升三合四勺	外二寅御年貢漆
引高	右は我等儀年来困窮二落入庄屋手前御未進惣借年賦者迄相重り、最早百姓相続難相成候付持高六拾式石余売渡シ候、御連中へ御未進金不残御引請被下御勘弁を以屋敷高御残シ被下、乍少分茂百姓名目ヲ不絶相続仕候、難有奉存候、然ル上は御高地面平均仕小役等迄割渡し候故ハ、貴殿御勝手次第御捌可被下候、為後日村役人加判之目録相渡申処仍而如件
役漆	東遅羽口村
用木	本 人 北左衛門 (印)
一米三合	庄 屋 九兵衛 (印)
一 正銀百九拾四匁九分七厘	相 庄 屋 宇右衛門 (印)
内三両 七月七日請取	長 百 姓 弥兵衛 (印)
是八今取立	惣 代 安右衛門 (印)
残拾四匁九分七厘 九月廿五日入	同 村 善 四 郎 殿
一同三拾八匁分六厘	書面之通り村役人立会相定メ申候、然ル上は此未何程北左衛門残高御未進金出来及漬候共、此度割賦中間へ懸ケ申間敷候、村法通りいたし可申候、為念添紙相渡シ候、以上
是八五月取立	卯四月
此分相済申候	本 人 北左衛門 (印)
一同四匁四分九厘	庄 屋 九兵衛 (印)
是八西又兵衛・十兵衛借	同 村 善 四 郎 殿
一同四匁六分三厘	是八本保割元借
是八本保割元借	一同壹匁七分壹厘
一同壹匁七分壹厘	是八西又兵衛後借
是八西又兵衛後借	一同壹匁六分五厘
一同壹匁六分五厘	是八ほうき無尽壹会分
是八ほうき無尽壹会分	

『勝山市史』資料篇の第3巻に現在は活字になっております。一応、念のために原本のコピーと照合しておりますので、これによろしいかと思ひます。一部のところは多分後筆ではないかと思ひているのですが、まずは東遅羽口村であります、これは村高は298石2升6合でありました。面積は19町6反9畝21歩というのが、江戸時代の数値として残っております。戸数は私が見た限りにおいては最大で28戸でありますし、30戸を越えたことはないという伝承は聞いております。まあ22、3戸ぐらいではないでしょうか、大体まあ家数が22、3から25、6ぐらいまでのところずっと推移しておいた村であります。

この村は決して豊かではございません。地図上で確認していただければ、勝山の九頭竜川左岸の方で鹿谷町という山の中、または山の付け根にございます。この「分散目録」は、1831年(天保2)4月の前の部分の「右は」というところだけをまず読ませていただきます。

「右は我等儀年来困窮二落入、庄屋手前御未進惣借年賦者迄相重り、最早百姓相続難相成候付、持高六拾式石余売渡シ候、」ここ、「候」に点ついているんですが、「候御連中へ」やと思うんです。多分点なくてもいいのだらうと思ひます。ただ、原文は確かに候のところまで点がついています。どうも意味上からいうと、「六拾式石余売渡シ候御連中へ御未進金不残御引請被下、御勘弁を以屋敷高御残

シ被下、乍少分茂百姓名目ヲ不絶相続仕候、難有奉存候、然ル上は御高地面平均仕、小役等迄割渡し候故ハ、貴殿御勝手次第御捌可被下候、為後日村役人加判之目録相渡申処、仍而如件」ということです。

これは結論的にいえば、本人北左衛門が「分散」をしておるわけであります。我等は年来困窮で庄屋手前の年貢であるとかあるいは村で借りたお金の年賦払いとか、そういうものをもう返済できない経済状況になって、百姓相続ができないような状況になっておる。それで62石余り売り渡したというような話しになっております。いずれにしても経済的に没落をしていて、土地を売った、田畑を売ったということが分かるわけです。ここではこの売り方が問題です。

1831年時点、天保2年のこの年に北左衛門が62石余を売ったのではなくて、すでにこの段階以前、もっと前から62石をずっと売ってきているという意味だと思います。持ち高を見ても62石ありません。レジュメに書いてありますけれども、文化6年以降は庄屋役として名前が出てこないのです。もうその段階ぐらいでほとんど売ってしまっています。帳簿上はこの天保2年の時点では北左衛門は10石ほどしか所持高はないはずであります。この10石の高もほとんどが書入で質に入れておりますので、自分の持ち高、純粋な持ち高というかたちでいえばほとんどゼロに等しかった状況だと思います。ですから、この62石余というのは長い間、今までに売ってしまったということであります。ある時点で62石もってあったけれども、それを売払ってきたという意味で理解していただければいいと思います。

この年は3石1斗6升3合はあったわけでありますが、その他に無土地、高はあるけれども土地がないというような状況があって、全体として3石2斗2升6合3勺の土地を売ったわけです。そこには引高とか役高とか年貢の物成高がついております。この土地の「御未進金不残御引請被下」ということで、土地を買ってくれた人には、どうも借金付きの土地を引き取ってもらっているというふうに考えることができる。「是八西又兵衛・十兵衛借」、隣村の西遅羽口村の又兵衛さんと十兵衛さんから借りたお金とか、あるいは「本保割元借」、これは本保陣屋ですね、東遅羽口村は幕領の村でありますので、武生の本保に幕府代官所・陣屋がございましたので、その割元の借りであるとか、西の又兵衛さんから後で借りた分とか「ほうき無尽壺会分」、これは嵯崎村という、現在で言うと勝山市遅羽町の「嵯崎」であります。私の母親の生まれた村であります。「森目利米」、これは大野の森目村ですね、「道ノ上利米」これがよくわからないのでありますが、こういうさまざまところから借りている債務についてもいっしょくたに、3石余を譲られた善四郎さんのところにこの債務が一緒にくっついていっているというふうにもどうも読めそうである、ということであります。

ここでは土地を譲り受けたんだけれども、北左衛門の債務付きで受取者が債務を支払っていくというかたちで「分散」しているのではないかということであります。他の史料、関連史料を見てもどうもそういうかたちでこの村では土地を売っている例が出てきますので、多分そうなんだろうというふう考えておるわけであります。

この段階の「分散目録」では、北左衛門が善四郎にこれを渡してしまいました。最後の奥書で、書面の通り村役人が立ち会ってこのように定めたんだから、この末どのようなことがあって北左衛門が残りの高に「御未進金出来及潰候共」、ということ、これは先ほどの本文でいうと、御勘弁をもって屋敷高を残してくださったので屋敷高については持っているわけです。それすらも今後なくしてし



まうというようなことで潰れたとしても、この度この土地を全部引き受けた割符中間、つまり「分散」を引き受けた割符中間にもう一度債務がかかってくるということはない、ということで村法通りします。こういう奥書がつけました。具体的に村法がわずか1・2通残っておりますけれども、その中には「分散」した場合にどうのこうのという村法規定はありませんので、ここで具体的に村法がどういう規定になっておったかはわかりません。

いずれにしましても、先ほどの一般的な「分散」のされ方ではすべてを取り上げて現金に換えていくというシステムであったけれども、東遅羽口村ではどうも違う。では何でなんだろうかということをおぼろげに当時、30年前に考えたわけでありまして、現在も多分そうだとはいえるのですが、この村には同族団が2つあります。1つは私ども「宇佐美」という同族団、もう1つは「石田」という同族団があります。小さな村なんだけれども2つの組に分かれておまして、いっとき「相庄屋」というのがあります。1人の庄屋がおって相庄屋があります。ここでいえば九兵衛と宇右衛門がおりますが、九兵衛さんは宇佐美同族団です。宇右衛門さんは石田同族団であります。だから多分同族団ごとにまとまり、小さな村なのに組を2つ持っておったんだらうというふうに思います。この村がそういう組ごとになっておったときに、村借とかたちで村の名前でお金を借りているんだけど、実はその中の宇佐美組か石田組が借りているというような証文もございますので、実質こういう2つで動いたのだと思います。

この宇佐美の同族団の本家が実は北左衛門でありました。屋敷高が北左衛門に残されたということは、残してもらえただけの理由があったのだらうと思います。百姓名目を存続する、つまり無高にならないとかたちで割賦仲間が同意したのは、北左衛門が村内の同族団の本家であったということが一番関わっていると推測しております。そこにでている「庄屋九兵衛」はこの時期はほとんどずっと庄屋を続けますが、これが北左衛門家の長男分家でありました。たぶん宝暦年間(1751~63)に北左衛門家から長男が分家してできた家であります。その時に多分大きな高をもらって分家したと思います。その宛先に「同村善四郎」とありますが、この善四郎も北左衛門家の分家であります。

北左衛門家は早い段階での史料は残されておられませんけれども、多いときでは村高298石を越える土地を集積しておりました。したがって隣村に行くのに自分の土地以外を踏んでは行かなかったという話が伝わっております。確かに通常270石を持っている時期を史料上確認できますが、300石を越えていたかどうかは残されている史料ではわかりません。だから隣村へ行くのによその土地を踏まなかったというのは村の伝承であります。伝承といっても私が学生時代に父親のもう一つ前の世代、つまり私の祖父の世代のおじいさん方に聞き取りをした時にそういうふうにおっしゃっていました。

北左衛門がそういう大きな本家であったわけですが、宝暦年間に九兵衛の初代が分家した。これは九兵衛家の位牌を見ますと初代がそのころに出ているということがわかりますので、分家したものとされます。実際、北左衛門は1809年(文化6)以降は庄屋役とかたちでもはや登場はしていません。ですからこれ以降は基本的には宇佐美の同族団の本家筋は九兵衛家が大体名のついていく、名のついていくというとおかしいのですが署名はほとんど彼が代表しています。

(来場者質問)「北左衛門さんはなぜつぶれたんですかねえ？」

たぶんですね、その本家分家、長男分家の九兵衛さんが出た時、その時にほとんど財産の半分以上は九兵衛さんが持って出たんだと思います。それでも60何石は持っていたことは先ほどの史料で明らかであります。それ以降それこそ当主が何したかとかはわかりませんが、段々と没落していくということだけはわかります。同時にこの村は豊かではないのにそうやって分家を出していくので、段々と細分化していくんですよね。だから最後はみんなおしなべて貧しいやつ、といったら先祖に申し訳ないですけど、そういう横並びになって突出した持ち高の人はいなくなります。ちなみに申しますと、私の曾祖父さんはこの九兵衛家から明治18年に分家した、宇佐美小次郎といいます。宇佐美小次郎が明治18年に分家し、私の父が三代目で、私は三代目の次男坊ということになります。

余談ですけども、私の実家に残っている分家したときの財産目録を見ますと、九兵衛さんのところから1町歩、田畑山林になおして1町歩をもらって分家しております。ところがそのもらった土地を、地券なんかがございますので探してみましたら、いわゆる山の棚田でありまして、1反歩で30何枚の地券というぐらいですから、それこそ傘の下に1枚あったという、そういう日当たりの悪い山の棚田をもらっている。まあ父に言わせれば、もらって分家しただけでもよかった。もらわずに分家した人が結構おるんだということで、そういうもらえただけよかったという家の末裔であります。

ここの村だけの話をしていくと、またそれはそれでおもしろい話が出てくるわけでもありますけれども、ここの村では現在でもそうですが、基本的に区長さんになるのは庄屋の血筋を引いた家しかありません。代替りが続いていってもそういう状況が続いているようであります。まあ、かなり貧しいがゆえに多分結束力が強いのだろと思いますが、宇佐美同族団の本家、北左衛門さんのお家はもちろんもうございません。私が子供、小さい頃に村を出はりました。で、石田というもう1つの同族団の本家は、これは道場守のお家でありましたが、この家もございません。ですからいわゆる同族団本家は、最早今の村にはいらっしやらないという状況であります。

東遅羽口村については、そういうことで一般的に伝えられている「分散」の仕方とは違うということに興味をもって見ていったわけでもあります。そこで修論段階ぐらいのときに、他にないかなと思って見ていたのが、この『全国民事慣例類集』でありました。

福井の事例を紹介しておきたいというふうに思います。敦賀の事例ですね。史料2にあたります。これは「寛文雑記」という『敦賀市史』の史料編第5巻に収められている史料であります。これは長大な史料でございますが、第5巻の40番史料に「分散」とおぼしき史料がございましたので、これを引用しておきました。

これは蔵宿から米を買う商人と一般の商人とで「分散」した場合にどう取り扱い方が違うかということが書かれています。一番最初の条文ですが、「敦賀町人方々之金銀米銭等引負身躰禿れ候時、有銀は不及申二家屋敷并家財諸商内物割符之儀、様子ニ<sup>カ</sup>（より）品御座候」とあります。身代が倒れた時、破産した時だというふうに思ったらいいのですが、その時に有銀は言うに及ばず、家屋敷とか家財諸色と商い物を割符すること、「分散」することについては様子によって品御座候、つまり一様ではないというふうに言っているわけです。だから普通は有り銀をみんな割符するんだと思います。けれどもそれは一様ではない。いろいろ違いがありますということで、いくつかの事例がのっています。

## 史料2

〔寛文雜記〕「敦賀市史」史料編第五卷

## 四〇

一 敦賀町人方々の金銀米銭等引負身躰売れ候時、有銀は不及申二、家屋敷并家財諸商内物割符之儀、様子二方品御座候

一 御大名衆俵物当津蔵宿方跡直二取申者、身躰売れ候時、商人之買掛り其外借銀御座候ても、有銀は不及申候、家屋敷・家財・諸商内物共二跡直之方へ取申候、勿論商人之売物之代借銀御座候ても割符二入不申候、自然跡直之もの取候而、余り御座候は商人の方へも、又品々方借銀の方へも取申候、

一 御大名衆俵物蔵宿方跡直二取申者、又売二仕候時、其買人たをれ候八、商人並二割符二入不申候、

一 御大名衆俵物を他領之者元二て請来候を、敦賀宿方買候者たをれ候八、是

八商人並二罷成割符二入不申候、

一 御大名衆直売之俵物は跡直同事二罷成割符二入申候、

一 御大名衆俵物蔵宿仕候者、跡直二請込候て当座売二仕候時、其買人たをれ候八、是八商人並二罷成可申候、

一 御大名衆俵物跡直之代銀は、商人之売

物之代銀二無構、跡直之方へ家財共二取申筈二候得共、自然變二罷成、跡直之者も同心仕候へは、相對二て商人之売物之代銀も割符二入候事御座候、それとても跡直之者合点不仕候得は、商人之売物之代銀は割符二入不申候、

右之通御大名衆俵物跡直之代銀の方へたをれ候者之家屋敷家財共二取候而、商人売物之代銀、其外借銀等は割符二入不申候子細は、跡直卜申候御大名衆之俵物、或は大津、或は大坂二て御払被成候平均直段二少之増銀をいたし蔵宿請込、則当地二て延銀二売付、代銀は一年二年、又八三年目二ても平均直段相極次第取立申事二御座候、商人之売物之代銀は当座二取渡し仕候、左候へは永々敷跡直之代銀濟不申候内二たをれ申者御座候へは、当座取之商人の方へ跡直之代銀參ル事二御座候、其通り二候へはうめ草二罷成、跡直を出し申蔵宿たをれ、御大名衆へも御損懸り、以来は御大名衆之俵物当地江参間敷候二付、後々八所衰微可仕と、先町奉行之時分二も右之通二罷成候、

(後略)

要約していきますと、町人の場合は有銀とか家屋敷とか家財、諸商い物を割符していくのが一般的ですが、様々な方法で実施されます。例えば大名衆の俵物を敦賀の蔵宿から代金後払いで購入している商人については、他の商人の破産執行に際しては優先的に債権を回収できる。だから俵物を購入している商人は一般商人と違う。つまり、蔵宿から大名の米を買っている商人というのは優先権を持っている、配分してもらう財産について優先権を持っている。他の債権者、蔵宿から米を買っている商人ではない商人たちは、蔵宿から米を買った商人がまず配当を受けて、残りが余っておたらそこから配当を受けることができる。ただし、跡直のもの、跡直というのは史料によれば、蔵宿から俵物を買ってあって、後で代金を支払うことだというふうに思いますが、跡直のものが同意すれば他の商人についても売掛金、配当金を受けることができる、ということになっている。

それは何故なのかということですが、大名衆の俵物は大津とか大坂における払い米直段の平均に若干の増し銀をして蔵宿が請け負っているんだと。それを敦賀で現金払いで売るんじゃなく、延べ払いで売却していると。その売却代金は1ないし3年後に平均直段が決定してから回収するということです。ところが、一般の商人は商品売買をした時に、代金の支払いは当座払いだと。しかるに跡直の、大名衆の俵物を蔵宿から買うような代金支払いというのは長い期間の後に払いますから、代金を回収しないうちに倒れてしまつたらこれは困るわけです。

だからそういう人については優先的に債権を回収することができるというシステムになっておつたということが、この史料からわかる。それは敦賀というひとつの港湾都市が持つ特徴というか、これ

が敦賀の方式であったのだらうということがわかります。跡直で取り扱う商人とそうではない商人との間に債権の回収において優先権が違っておったというのが、敦賀の町の「分散」の際の処理の仕方だということです。これも先ほど見た一般的な執行の仕方とは若干、債権回収というところでは違っています。そこで敦賀郡の事例ということで、『全国民事慣例類集』にもう一度戻っていただきたいと思えます。

先ほど申しましたように、一般的に全国で見られる方式の中で「稍異ナル條款左ノ如シ」ということであげられている、北陸道の事例として敦賀がでできます。この北陸道の部分では福井県に関わって、若狭国の遠敷郡とそれから越前国足羽郡、越前国敦賀郡の事例がちょっと違うというふうに書かれています。

遠敷郡の方では「身代分散スル者八至テ稀ナルコトニテ、四千余戸ノ町方ニテ十年ニ一家位ノ割合ナリ、村方ニテ八絶テナキコトナリ、大概負債嵩ミシ者八親類組合周旋シテ債主ニ協議シ一段ノ改革ヲ為シ、身代持直ヲ取計フ例ナリ」ということで、「分散」なんてことはほとんどみられない。4000戸あっても、町方では10年に1家ぐらいの割合、村方ではそんなこと見たこともないという報告であります。ですから、これが事実だとすれば、遠敷郡の方では、「分散」というものは10年に1回ぐらいの割合であるくらいなので、史料がなくても全然不思議ではない、ということになります。

これに対しまして、敦賀郡の方であります。「身代分散スル者八債主ノ承諾ヲ得テ其財産ヲ入札払ニ為シ、其金ヲ分配シテ義務ヲ免ル、例ナリ」と。ここまでは一般的なやり方と一緒にあります。そこから先であります、「債主ニテ仕合証文ト唱へ他日仕合アルトキハ義務ヲ行フヘシト云証書ヲ取置ク者ハ格別、其他ハ後日身代持直ストモ催促セサル習慣ナリ、分散人ハ多く他国へ出ルコトナレトモ、其町内ニ住居スレハ大二権利ノ劣ル者トシ、尋常ノ交際ヲ為サ、ルコトナリ」ということで、これは一般的なやり方とほとんど似てるのでありますが、「債主ニテ仕合証文」をとっているということがわかります。仕合証文と称する、他日仕合ある時は義務を行うという証書を取るという慣習が存在したということがわかります。実はこの『全国民事慣例類集』の中では、敦賀郡以外には2か所しか「出世証文」について記述がありません。その中のひとつで極めて珍しいというか、貴重な報告事例なわけであります。敦賀郡ですから、敦賀町だけじゃなくて郡域まで含めてでありますけれども、ここでは明らかに「分散」しています。「分散」事例は敦賀郡にはあるということがわかって、それはほとんど一般的な他国の例と一緒にある。だから分散人が多くは他国へ出るとか、町内に住んだ場合には権利が劣るというようなことも、また共通しておりました。同時にそこで一番重要だったのは今言った「仕合証文」。これは「出世証文」と同じなんです、「仕合証文」を敦賀郡ではとっておたということでもあります。

この「仕合証文」を取り置いた者は後日に債務者が身代を持ち直したときに債権の支払いを催促できるということでもあります。町内に住居したら権利が劣る、通常の交際をされないというのはどういうことかという、大体他の事例とか見ていきますと、例えば村の中においては、兵庫県出石郡なんかに出てきますけれども、雨が降っても傘をさしてはいけない。村で寄合をしたときに一般の人々は玄関から上がった畳の間におってもいいけれど、分散した人はずっと土間におれとか、あるいは村はずれに小屋を造ってあるからそこに住めとか、そういうペナルティが科されています。だから村八



分みたいな状態の権利の落とされ方がなされる。お金を返してしまえば再び普通のつきあいをしてもらえるということです。敦賀郡では町内に居住すれば権利が劣る、これは多分敦賀の町の中のことだと思います。こういうことがなされておったようでもあります。

ただそれに関わった史料は『敦賀市史』の中では載せられていませんし、私も確認はしておりませんが、多分出てくるだろうと思います。探せば出てくる可能性があるということがこの敦賀郡の事例から分かる。

さらに足羽郡の事例であります、分散する者は事前に親族とか組合の者が仲介して債権者に同意を求めて、一切の財産を売り払って換金するとそれを分配して免責される、というふうに言っております。これも全国の一般的なやり方と一緒にです。ただ抵当権が認められた不動産を売却する際に、その額が債務額に及ばない場合、つまり借金を全額返済する額まで及ばなかった場合には、町内が不足金を償還する義務があるというのは、ここで始めて見るもので、非常におもしろいというか、特異な事例だと思います。

この場合は抵当権が認められた不動産、というものに限るのだと思います。これは正式な証書が作られている場合の不動産の売買に限っており、全額に対して不足額を町内が償還するという義務を負っているのではないと思います。特定の債権についてはこういう義務を負っているというのが足羽郡の慣習なんだという報告がなされています。寡聞にして足羽郡の方について全く知識がございませんので、ここに書かれていることが事実であるということを確認する史料を見たことはありません。いずれにしても足羽郡においては、分散者は多少権利が劣るということは書かれておりますし、分散の手続きに役場は関係しないということも書かれておりますので、基本的には当事者間で決着をつけていく、ということがわかります。

### 3. 「出世証文」とは

そこで話しは先の敦賀のところに出てきました「仕合証文」というものになります。これは別名「出世証文」です。先ほども申しましたが、従来は「出世証文」というのは分散に際して作成されると考えられていました。私はそれは基本的に誤りであるというふうに思っております。そこで史料3であります。

そこに「仕合証文」というのをあげてあります。「仕合証文」とはこういうかたちになるということで事例をあげました。この「仕合証文」は1760年（宝暦10）のもので、これは私が知っている限り日本で一番古い年紀<sup>1)</sup>を持ついわゆる

史料3  
仕合証文之事  
一 銀貳貫百五拾七匁<sup>(ママ)</sup>九厘  
但、三月切六月初  
売買物差引銀也  
内、壹貫七拾八匁五分四厘  
相渡入  
残り、壹貫七拾八匁五分四厘  
右者指引残銀二而御座候処、私儀此度損銀多く難決二付、勘定難  
相立候故、此度右銀高之内五歩通、此銀壹貫七拾八匁五分四厘、  
当時相渡、残り五歩通り、此銀壹貫七拾八匁五分四厘之儀八、私  
仕合次第御渡可申上旨御断申入候処、御聞届之上御済被下忝奉存  
候、此以後右残銀五歩通り之儀二付、其元様方重而御催促八被成  
間敷旨被仰聞、是又忝奉存候、何卒仕合を以相渡し候様可仕候、  
為後日仕合証文、仍而如件  
（七六〇）  
宝暦十年辰五月  
日野屋七郎兵衛殿  
播磨屋吉左衛門（印）

「出世証文」、「仕合証文」であります。大坂の薬種問屋であります日野屋七郎兵衛家のところに残ったものです。この史料自体は私がおります滋賀大学の経済学部附属史料館の方にある史料でございますが、これが一番古い物だというふうにお考えいただければ結構です。

「九厘」の九の横の「ママ」というのは、内訳と残りの四厘と四厘を足すと八厘じゃあないとおかしいんですが、九厘とあるものですから原文の「ママ」だということです。

播磨屋吉左衛門は、3月支払い、6月支払い期限があったところの売買物、商品代金の差し引き銀を支払うことができなかった。その残り銀は2貫157匁9厘、これだけの債務がある。これを払わなければならないが払えない。損銀が多くて難渋しておって勘定できないとっております。そこで、この額のうち半分、5歩通りの1貫78匁5分4厘を渡します。残りの1貫78匁5分4厘については仕合次第にお渡しします、ということをしり入れた。出世払いにしてくださいといったところお聞き届けくださったとあります。したがって、残り銀の1貫78匁5分4厘については、あなた様つまり日野屋七郎兵衛さんから重ねての催促はされないと。再請求というか、もう一回払えというようなことはしない、と言われた。これまたありがたいということで、この上は将来何とか仕合をもって相渡したいというふうに言っています。そういう意味で仕合を得たらということを行っているわけです。

だから債権者の日野屋七郎兵衛はこの「仕合証文」を手渡した以上は、再度支払いを催促することはない、播磨屋の経営が立ち直るまで待つという条件になっている。この証文は当然のことながら債権者のところに残ります。債務者のところに残るはずはないのであって、債権者のところに残っているということは、まだ播磨屋さんは払ってないんです。播磨屋さんは出世してないということであり、払いますと多分この証文は墨線が書かれるか、廃棄されるか、名前を切り取られます。この「出世証文」は大坂のものであります。大坂のものではこれが初見であります。

現在私が知っている限りで100通余りが残っていることが知られております。そのうちの大多数は滋賀県、近江国に残っております。50通以上は滋賀県に残っております。あとは上方に残っているということです。ほとんどは「分散」と関係ありません。レジユメに近江国以西と書いてしまいましたがこれは間違い、以東であります。西を東に直してください。近江国から東の方では現在私が知っている限りでは明治期のものが長野県に1通、それから幕末の上野国、群馬県に1通確認できるわけがあります<sup>2)</sup>。つまりほとんどが上方に見られる証文です。

配布史料では『全国民事慣例類集』から東山道の事例として三河国渥美郡と但馬国出石郡をあげました。三河国渥美郡のところ、「出世辨金」というシステムがあると。それから但馬国出石郡、兵庫県の方ですが、ここに「出世証文」を書いているということが明らかにありますので、三河国渥美郡とかあるいは但馬国出石郡というところには、「出世証文」を書く慣習はあったので、ここら辺は出てくる可能性がある。現在調べているところでは、兵庫県加東郡から東、近江国までの間、南は和歌山県の方にあります。ここは確認しております。少なくとも東の方で言えば、現在は長野と上野国、群馬県で見つけております。三河国渥美郡にはどうもあったはずなので、愛知県の方の地域では、「出世証文」が見つかってもいいわけですが、現在のところはまだ報告されておられません。

そうしますと地域的に非常に限られたところに残っていることがわかります。このことをどう判断するかということで、「出世証文」というのは、いろいろみてもみますと、「将来の不定時において、債

務を弁済することを約束した証文」つまり、いつという約束はしないがいつかは返すというふうに約束している証文です。これらは今まで残っている状況を考えますとおそらく18世紀の初めか中期ごろに、大坂とか京都などの都市において成立した慣習を反映してのものではないか。そして次第に上方の近国、まあ摂津国とか山城国とかを中心として、その周辺部の方に浸透していったのではないかといいふうに推測しているわけです。直接的には「分散」することが必要十分条件ではなかったと思います。

いちばんそれが発達し残っているのが近江国でありますので、近江国のひとつの近世社会の特質を示す証文として私は考えているのですが、それはまあ近江の問題として、全国的に浸透していくということは多分ないのだと思います。あったとすれば、それは近代社会においてだろうというふうに思います。

そして「出世証文」というものは現在通用しない証文なのかということ、それは違うのであります。これは法律的に認められております。消費貸借で現在でも「出世証文」を書いても、法律上は認められます。したがって、パソコンをやられる方がいらっしゃいましたら、Yahoo! Japanでもいいんですが、そこでキーワードで「出世証文」と打ち込んでいただきますと、私の論文などが出てきますけれども、ほかに衆議院議員の弁護士事務所につながります。そこに「身内での貸借問題」というコーナーがあり、質問と答えが作られています。そのコーナーを見ている消費貸借で現在でも使える証文なのです。だから「出世証文」を書くことは相手が認めてくれれば書くことは可能です。私はこういう話をして、家を買うときに、滋賀県の銀行の研修会みたいなところへ行って、滋賀県は「出世証文」がいちばんたくさん残っているところですから、私は「出世証文を書きますから家のローン組んでください」といったら、「話は分かりましたけど、それだけは堪忍してください」と、とうとう書かせてもらえなかったのが、家屋敷を担保にしましてローンを組んでおりますけれども、兄弟同士の金の貸し借りとかそういうのは「出世証文」でもありうるということです。使おうと思ったら使えるんです。だから決して過去の問題ではなくて現在の問題でもあります。

出世払いが全国的に浸透するのは多分近代以降であると思います。今皆さんが何気なく、飲み屋へ行って金ないわ、出世払いにしてとか、あるいは出世払いにするわと、友達同士でやる。出世払い、つまりこれはわかりやすく言うと催促なしのある時払いということです。この出世払いというのは「出世証文」がある社会でないと成立しない事柄ですから、江戸時代においては上方では使えるけれども、東国へ行って出世払いしてって言っても多分何のこっちゃ分からなかったんだろうと思います。それが現在は日本全国、誰でも出世払いというふうに言っているということは、出世払いという言葉が浸透していったのは近代社会だろうと思います。

つまり出世払いという言葉や慣習というのは、江戸時代においては上方地方に限定されていたんだろうと思います。敦賀はしたがって畿内近国でありまして出世払いという慣習があったらだろうと思います。たぶんあったのだろうというふうに思っております。「出世証文」は先ほどのように「仕合証文」とも記されております。字としては「情」とか「精」を出すとかいう字がいっぱいありますけれども、出世ということは、仕合と同じ意味をもっている。仕合というのは、決してHappyだ、幸福であるという精神的なものではなく、即物的なもの、要はこの出世の場合はお金があるかどうかという

ことが重要なのであって、債務を弁済できるだけの資産があることを前提にして、出世という言葉が使われている。

そこで、いったん経営が破綻してしまうと家産を再興して債務を弁済できるような経済的・社会的な環境にないようなところでは、この証文は成立しない。つまり「出世証文」は出世して払ってくれることの見込みがあるから書かせるのであって、見込みのないようなところでは書かすことがないということでもあります。出世することができる、破産した人間がもう1回立て直すことができるような社会、経済的な環境にあるのであればこういう証文は成立しますけれども、どう頑張ったって2度と立ち直れそうもないような経済の地域であれば、こんな証文は成り立たない。作られるはずはない、ということです。

現実に「出世証文」を書いた人物が債務を弁済して証文を廃棄した例を確認できますから、これも近江の場合なんですけど、だから形式だけの証文ではなくてこれは実効性をともなった証文なんです。ですから、私が生まれ育った東遅羽口村では多分「出世証文」は成り立たんと思います。なんぼ頑張っても北左衛門さんが家を立て直すことは可能であったかということ、それは絶対無理であったと思いますから。私の生まれ育った村にはこの証文はありません。

ただしこれは債権を全部回収するということを本当に前提にしたかということ、実際そうまで言えないと思います。先ほどの証文をみますと担保はありません。半分だけ払ったらあとは待つという話になっています。そこには何ら不動産も担保に入っていないし、その金について利子が付いてるかということ、利子もついていません。したがって無利子無担保になっています。

しかし私は、この証文を作るときには、担保はあるんだというふうに考えております。では何が担保かということ、債務者および子孫の榮譽であるというふうに考えております。これは「榮譽の質入れ」ということで法制史の中にあるのですが、ヨーロッパ中世社会にもあったことですが、個人の榮譽、名譽を担保に入れてるんだというふうに思っております。個人の榮譽が担保になりうるのは当事者間の信義則ですね。お互いの信義則に基づいていると思っております。ここの論証は非常に難しいのですが、仮説として、そこに書いたように、大きな社会通念に変化があるんだらうというふうに私は考えております。

それは借金をして返さないことは盗人と同じであるという社会通念があって、盗人と同じなんだから、死刑にするというか、命を取るということが戦国法の規定に出てきます。そこでは借金をして返さないことは盗人と同じであるということでもありますから、借金を返さない人が命を取られるという世界が戦国期まではありました。ところが江戸時代になって、借金して返さなかった、だからおまえは死刑だという話しは聞いたことはないわけです。そうすると明らかに通念が変わったのだらうと思います。社会の通底には借金をして返さないのは盗人と同じであるということはありません。そういう証文は江戸時代も残っていますが、それ以上に、借金をして返さないのは恥であるという社会通念が江戸時代以降に一般化してくるのだらうと思います。

だから恥だというのは先ほどで言えば、いろんな「分散」をしたときに、さまざまなペナルティを科せられて、雨の降る日に傘をさせないとか、土間におれといわれたりとか、あるいは、但馬国の出石郡の例で、「村方ニテ八分散人一代八羽織着用ヲ許サス、天保時代前八元結ヲ用ヒテ結髪セシメサ

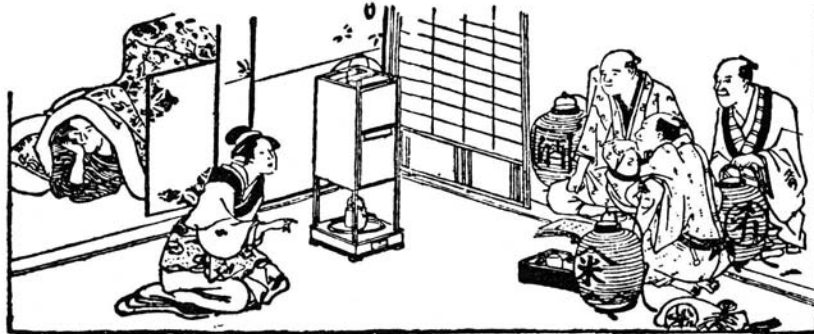


ル習慣」だから、結髪するのに結局は藁でも使えとか、縄でも使ってせざるをえなかった。そういう恥をかかされるということでありませう。

だからそういう恥をそそがなければなりませんから、一代で許されるということであれば、出石郡の例で言えば一代の債務者だけが恥をかけばいいわけではありますが、子々孫々までというふうになると、子々孫々のためにも恥辱をそそがなければならないということで、家産再興のために努力するための動機付け、つまり頑張らなあかんよということの動機付けにもなっているんだろうというふうに解釈もしております。だから両方の側面が多分あるんだろうと。現実に返しうる環境であるがゆえに書かせる。あるいは他方では返せないかもしれないけれども、働くための動機付けにはなるということで、書かせている、という両者を考えているということでありませう。

そういう意味で「出世証文」というものは江戸時代における債務弁済慣行の違いを明らかにする上で非常に大切な指標になるというふうには私は考えております。貨幣経済とか市場経済の発展の度合いを考えていく上でも、一方では「分散」が行われているか「身代限」が行われたか、他方では「出世証文」が残されているのか残されていないのか、というようなことを組み合わせながら史料をみていく必要があるだろうと思っています。

結びの前に、配付史料の余白がありますので何かいい絵はないかなあと思って、先ほどご紹介した『徳川時代の文学に見えたる私法』の中で中田薫さんが引用している図版をそのまま貼ってきました。



亭主は隠れて女房が応接す（享和3年、山東京伝著、北尾重政画「悟道迷所独案内」）



多数の債鬼に責めらるる男（享和3年、十返舎一九著、歌川豊国画「善悪角力勝負附」）、中田薫『徳川時代の文学に見えたる私法』岩波文庫、1984年による。

「分散」に関わって記述されているページから取ってきています。ひとつは「亭主は隠れて女房が応接す」というもので、「借金の淵より分散寺へいたる道の図」ということで山東京伝の本の中に「とてもらちはあくめへ、百貫の鯉にかさごーめいだ、お持仏のあみだ、神棚の徳利でも用捨はねへ」の洒落文句を並べてあるようです。「らちはあくめへ、百貫の鯉にかさごーめいだ」ですから、鯉という商品があってたくさんの売掛金があるんですね。米屋・酒屋・肴屋の提灯がありますから、彼たちが売掛金を持ってるんでしょう。それに対して払う金がないということで、神棚の徳利でもお持仏さんの阿弥陀でもともかく持って帰るぞというような話になっています。そこで応接してるのが奥さんで、亭主が後ろのこたつの中に入って頬杖をついておりますから、まあ、男というのはいざとなると無責任だというのがよくわかります。

もう1つの方は、「多数の債鬼に責めらるる男」ということで、これは十返舎一九の本の中に歌川豊国が描いた絵だそうではありますが、ここでも多数の債権者がわあわあと押し掛けてきたときに、債務者はどうしているかという、横柄にキセルくわえていますよね。これはどういう文脈のなかで出てくるかという、その当時ぐらいになりますと、浄瑠璃の中で「分散」もせんようなやつは男じゃあねえというような言い方が一方で出てくる。都市部では何回倒産してもまたやり直したらいい、そういうことが可能な社会になり、金を借りて潰れることなんか別にどうってことはないというふうに見える状況が江戸の社会、あるいは大坂の社会には生じてくるのかもしれないということでもあります。したがって村の中における「分散」について図版などに描いたものはまだ知りませんから、たぶん都市においてはそれだけの多様性があるということだろうと思います。まあ、いつの世でも債権者と債務者の取立の状況はこういう状況であります。

#### 4. 結びにかえて

さて、結びであります、江戸時代の村とか町というのも、単純に自給自足ですますことができる生活ではないのであって、自給自足の経済社会ということはまず考えられない。少なからずの現金、貨幣というものが手元にないと過ごせない。少なくとも年貢を支払う時に本途物成だけではなくて、現実にはお金で払って代金納するとか、あるいは先ほどの北左衛門さんの場合で言えば、講に入っていてその講の掛け金がどうしても必要であるとか、そういったことで必ず日常にお金が必要であったわけです。

ましてや都市部においては、お金なしでは過ごせないものであって、すべてが貨幣経済である。少なからずの現金が必要なのです。こういう社会では金銀をめぐる紛争というのは必然的に発生する。つまり売った買ったであっても、契約書がきちんと作られているかどうかとか、口約束であったとか、本来では信義則が成り立っておって信頼できる関係であれば、別に字に書く必要はなくて、口約束でいいわけですが、いざ裁判ということになった時に、知らんと言ったらそれで終わりですから、証文を書けというふうには権力側は勤めるわけでありませぬ。

金銀をめぐる紛争は貨幣経済が浸透すればするほど必ず発生していきます。この紛争を解決するためには、当事者同士で話し合いの上で解決するか、公権力、つまり奉行所などに訴えていって最終的に裁許してもらうかという2つの方法しか基本的にはないわけでありませぬ。江戸時代においては、当

事者同士による解決の方法として「分散」というものが最終局面にありました。これは最後の手段です。途中で、まだ返せる段階で個別に解消していくというのはいっぱいありますけれども、最終的ににっちもさっちもいなくなつたという段階においては「分散」という解決方法がありました。

公権力による裁許は、「身代限り」というのが最終的な判決として下されます。「分散」はしたがって社会的な慣習に属しますから、各地域や社会において、さまざまな「分散」の執行方法があつたというふうに思われます。それは多数の債権者に同等の満足を与えるという形式をとって、全国的に共通したということが、先ほどの『全国民事慣例類集』に出てきます。多数の債権者に同等の満足を与えるというのは、現在の法律で言ったら破産法がそうでありますね。全部の債権者に同じ比率で返済をするわけですから、全部の債権者はみな平等なんで同等の満足というふうに言ってるわけです。同等の満足ということは、裏返しをすれば、10貸したのに最高で4しか返ってこない、6は放棄せないかんわけですから、それは同等の不満足である。しかしどこかで差が付いているのではなく、債権者全員が同額の比率で返済を受けるということでは、同等の満足ということで決着をつけるという方式が共通しておつたんだということです。

「分散」するということは、経営の破綻を意味するために、そのことが単に個人の問題としてのみ片づけられない場合であれば、全財産を取り上げずに寛容に解決するという事例となつていたし、免責についても一様ではありませんでした。つまりこれは東遅羽口村の例をみてもそうであつて、全部取り上げたのではなく、多分北左衛門だから許されたんだと思います。これが北左衛門と同族団の分家のそのまた分かれとか、そういう同族団の末端にいるような人がもし「分散」に陥つたとしたら、多分村には残してくれなかつたんだろうと思います。家屋敷は全部やっぱり取り上げられる、ということになると思います。

だから私が子どもの頃に聞いた古老の人たちによると、「あそこの家は昔乞食やつた」とかそんなことばかり言いましたね。乞食というのは当然差別語でありますけれども、乞食だつたと言うのは別に乞食だと物笑いしてたんじゃなくて、家がいったん破産状態になって、なおかつ村におつて物を貰いながら再興していったということの反映なのだと思いますが、そういう言い方を年寄りの人はしておつたという記憶があります。

いずれにしても、それぞれの村とか町とか債権者・債務者をめぐる関係の中でさまざまな事例が出てきたのだらうと思います。しかし、免責をするかしないかということ言えば、債務の全額について免責を与えないということについては、「出世証文」が交わされたのだらうと思います。この証文が、「出世証文」がかたちではなくて本当に実効性を持つためには、家産を再興させることができる経済的・社会的な環境が成立している必要があつて、こういう環境が主に上方地方に成立しておつたんだろうと思います。だから、東国日本で一般的に成立していた可能性は低いというふうに私は考えています。それにはいくつかの仮説というか推測をする条件があると考えてはいるんですが、多分東日本は「出世証文」は出てこないんじゃないか、西日本は出てくる可能性があるというふうに思つてます。

それは、近江国を例で考えていきますと、近江国の商家はほとんどが奉公人に対して立身出世せよということで、立身出世を鼓舞するわけです。頑張つて立身出世せよということをして主人が奉公人に向

かって言っております。九州のある商家でもそういうことを言ってますので、多分立身とか出世とかいう言葉が日常的に使われているような地域であれば、ひょっとすると立身出世することが社会のひとつの通念になっていく可能性がありますので、そういう地域では「出世証文」が出てくる可能性があるかなというふうに踏んでおる、ということです。西日本の場合はそういう可能性はあるということでもあります。

越前の国においては、敦賀郡には多分「出世証文」が成立する環境があったんだろうと。だから「出世証文」「仕合証文」を取るということが実際あったんだろうと思います。見つけてはおりません。そして足羽郡ではないと。遠敷郡も多分ないんだと。遠敷郡に至っては「分散」自体も非常に稀だったという状況がわかります。ただしそれが商家において成立していたのか、村落においてもそうであったのかについて判断するにはやはり史料を見つけざるを得ないので、そういう史料の発掘が必要である。そういう意味では福井の方で「出世証文」が見つければ、それは最初の福井における「出世証文」のはずであります。石川県の方は目録で残されていることは確認しているんですけど、福井の方の目録ではみたことがありません。まあ、見る機会というのがあんまりなかったということもありますけれど。少なくとも敦賀郡は「分散」もする地域でありますので、なんとかして「仕合証文」を見つけて仕合な国にしたいというふうに思うわけでもありますけれども。ぜひ皆様方も、もしお気づきで、見つけれらるようなことがありましたら、ご教示いただければ幸いです。

それではつたない話しではございましたけれども、わたしの話しはこれで終わりということにさせていただきます。どうもご静聴ありがとうございました（拍手）。

## 注

- 1) 報告当時には、この証文が最も古い年紀のものであったが、その後、大坂の商家に「宝暦九年卯閏七月」付のものが伝来したことが明らかになっている。
- 2) 報告後、埼玉県商家にも数通残されていることを確認している。